

平成 25 年 議決権行使結果 ～ 5・6 月総会での議決権行使の概要

○平成 25 年 5・6 月に開催された投資先企業の株主総会において、投資顧問、投資信託合算で 821 社、2853 議案に行使指図を行いました(昨年:894 社、3059 議案)。

○反対比率に変化がみられた主な議案は監査役選任議案(補欠含む)で、昨年より反対比率が低下していますが、当社の判断基準自体に変化はありません。

○議案数が多く、また当社の反対比率が高かった取締役選任議案、監査役選任議案(補欠含む)に関する主な賛否判断のポイントは以下のとおりです。

<取締役選任議案>

当社では上程された取締役候補者のみならず、非改選の取締役を含めた取締役会全体の実績、構造等に着眼して賛否の判断を行っております。

特定の大株主、支配株主が存在し、株主共同の利益並びに一般株主の保護が一段と求められる企業に関しては、独立性を満たす社外取締役の選任を求めています。

過去 3 年間の ROE が低位で推移し、改善傾向も見られない企業のうち、今後の具体的な改善策が示されていない企業に関しては、反対行使を行います。

なお、企業不祥事等が発生し、企業収益、株価、中長期で見た株主価値に相当程度の悪影響を与えたと判断される企業に関しては、反対行使を行うこととしています。

また、「当社出身者並びに当社の大株主企業の現役役員もしくは重要な地位を占めていた出身者など、当社と何らかの密接な関係を有している者が候補者となっている取締役選任議案については、利益相反の疑いの程度に応じて棄権する」ものとしております。

<監査役選任議案>

当社では上程された監査役候補者のみならず、非改選の監査役を含めた監査役会全体の構造等に着眼して賛否の判断を行っております。

独立性を満たす社外監査役の人数が十分ではないと判断される場合には反対行使を行います。

監査役総数、もしくは社外監査役数が減少となる場合には反対行使を行います(ただし独立取締役が増員になるなど、株主の立場から見た経営監視機能の強化が図られる場合には賛成することがあります)。

社外監査役を取締役会出席状況を取締役会開催回数の 2/3 を下回っているなど外見的には取締役会の十分なチェックが行われているかどうか疑わしく、また業務執行の監視等が他の手段によって実効的に行われていることが十分な説得力を持って説明されていない場合には反対行使を行います。

当該企業における監査役在任期間中に、「企業不祥事等基準」に抵触したと判断された企業で、監査役にも責任があると判断した場合には反対行使を行います。

	賛成	反対	棄権	計
剰余金処分	480	115	0	595
取締役選任	335	422	17	774
監査役、補欠監査役選任	444	218	1	663
定款一部変更	241	9	0	250
退職慰労金支給	67	48	1	116
役員報酬額改定	64	6	0	70
新株予約権発行	27	5	0	32
会計監査人選任	5	0	0	5
再構築関連	17	1	0	18
その他会社提案	19	5	0	24
株主提案	5	84	0	89
役員賞与支給	129	4	0	133
自己株式取得	3	0	0	3
買収防衛策導入	15	66	0	81
合計	1851	983	19	2853
除く株主提案	1846	899	19	2764